

資料編

1 都市計画マスタープラン改定の経緯

年	月 日	内 容
令和元年	7月 8日	○第1回 策定委員会
	7月30日～ 8月 8日	○住民懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・7/30：鹿島中学校区（鹿嶋市役所） ・7/31：鹿野中学校区（鹿島公民館） ・8/ 1：高松中学校区（高松公民館） ・8/ 6：中野東小・中野西小学校区（大野公民館） ・8/ 7：大同東小・大同西小学校区（大野公民館） ・8/ 8：平井中学校区（平井公民館）
	7月30日～ 8月14日	○都市づくりアンケート調査
	9月 5日～ 9月24日	○子どもまちづくりアンケート
	9月20日	○第2回 策定委員会
	11月 7日	○子どもまちづくり懇談会
	11月21日	○第3回 策定委員会
	12月～1月	○庁内意見照会
令和2年	2月13日	○第4回 策定委員会
	5月26日	○第5回 策定委員会
	8月 5日	○第6回 策定委員会
	8月24日	○都市計画審議会へ中間報告
	10月 5日	○茨城県調整会議（書面開催）
	10月12日～ 11月 2日	○パブリックコメントの実施
	10月13日～ 10月22日	○住民説明会 <ul style="list-style-type: none"> ・10/13、10/22：鹿島区域（鹿嶋市役所） ・10/15、10/20：大野区域（大野公民館）
	11月18日	○第7回 策定委員会
令和3年	1月28日	○都市計画審議会へ諮問（書面開催）

2 用語の解説

数字・アルファベット

5R

【ご・アール】

ごみを減らし、資源を大切に使う循環型社会を目指す基本的な考え方で、Reduce（リデュース：ごみを減らす）、Reuse（リユース：繰り返し使う）、Recycle（リサイクル：資源として再利用する）、Refuse（リフューズ：不要なものは買わない）、Repair（リペア：修理する）の5つの頭文字をとった言葉。

ICT

【アイ・シー・ティー】

Information and Communicaion Technology の略で、情報通信技術と訳される。通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどを含む。

IoT

【アイ・オー・ティー】

Internet of Things の略で、一般的に「モノ（物）のインターネット」と訳される。身の回りの様々な「モノ」がインターネットに接続され、相互通信し、遠隔からでも認識や計測、制御などが可能となる仕組みのこと。

MaaS

【マース】

Mobility as a Service の略。出発地から目的地までの移動に係る検索・予約・決済などをオンライン上で一括して提供するサービス。さらに、小売、観光、病院などの移動以外のサービスとの連携による移動の高価値化を含む。

NPO

【エヌ・ピー・オー】

Non-Profit Organization の略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称。

PFI

【ピー・エフ・アイ】

Private Finance Initiative の略で、公共施設などの設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る手法のこと。

PPP

【ピー・ピー・ピー】

Public Private Partnership の略で、一般的に「公民連携」と訳される。公民が連携して公共サービスの提供を行う仕組みのこと。PFI は、PPP の代表的な手法の一つである。

RDF

【アール・ディー・エフ】

Refuse Derived Fuel の略で、可燃ごみを固形燃料（RDF）にしたもの。製造された固形燃料は、発電などに有効利用されている。

Society5.0

【ソサエティー・ゴー・テン・ゼロ】

我が国が提唱する、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）といった人類がこれまで歩んできた社会に次ぐ第5の新たな経済社会である「超スマート社会（Society 5.0）」のこと。ICT や IoT などのデジタル革新により「社会のありよう」を変えることで、経済発展と社会が抱える様々な課題の解決を両立しようとする包括的なコンセプトである。

あ

一級河川

【いっきゅうかせん】

河川法における河川の種類の一つ。国土保全上又は国民経済上、特に重要な水系に関わる河川のうち、河川法による管理を行う必要があるとして、国土交通大臣が指定した河川。

インセンティブ

人の意欲を引き出すために「外部から与える刺激」のこと。動機付けを促すための報奨的な仕組み。

オープンスペース

都市において、公園、広場、緑地、街路、河川敷、民有地の空地部分など、建築物に覆われていない空間の総称。

か

海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾

【かいようさいせいかのうエネルギーはつでんせつびとうきよてんこうわん】

港湾法第2条の4に規定する港湾のこと。国が定める海洋再生可能エネルギー発電設備等の規模・要件に該当する埠頭を有する港湾のうち、これを中核として、当該港湾の効果的な利用の推進を図ることが我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上のために特に重要なものについて、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾として指定することができる。

合併処理浄化槽

【がっぺいしよりじょうかそう】

浄化槽とは、生活排水を沈殿分離や微生物の作用によって処理し、それを消毒し、河川などの公共用水域などへ放流する施設のことで、このうち、し尿と生活雑排水（台所、洗濯、風呂等の排水）の両方を処理するものを「合併処理浄化槽」という。

既成市街地

【きせいしがいち】

産業又は人口が相当程度集中し、公共施設の整備や土地の高度利用など、市街地としての開発が既に行われている地域。

狭あい道路

【きょうあいどうろ】

幅員が一定以下の狭い道路を指す。一般的には幅員が4m未満の道路をいう。

緊急輸送道路

【きんきゅうゆうそうどうろ】

茨城県地域防災計画に基づき、災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給などの応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線として指定を受けた道路のこと。

区域区分

【くいきくぶん】

都市計画区域において、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、区域内を市街化区域と市街化調整区域に分けること。

区域指定（制度）

【くいきしてい】

市街化調整区域のうち、都市計画法第34条第11号及び第12号に基づき、宅地率など一定の要件を満たした既存集落やその周辺地域において、開発行為の許可または建築許可を受けることで、誰でも住宅などの建築が可能となる制度。

建築基準法第 22 条に基づく区域

【けんちくきじゅんほうだい 22 じょうにもとづくいき】

防火地域及び準防火地域以外の市街地において、火災による類焼の防止を図る目的から、建築物の屋根を不燃材で葺くなどの措置をする必要のある区域。

建築協定

【けんちくきょうてい】

建築基準法に基づき、一定の区域内における関係権利者全員の合意のもと、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠などに関する基準を協定として定めるもの。

洪水浸水想定区域

【こうずいしんすいそうていくいき】

水防法に基づき、洪水予報河川（流域面積が大きく、洪水により重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして、国又は県が指定した河川）等が氾濫した場合に、浸水が想定される区域のことで、国土交通省及び都道府県が指定する。

公募設置管理制度（Park-PFI）

【こうぼせっちかんりせいど（パーク・ピー・エフ・アイ）】

平成 29 年（2017 年）の都市公園法改正により創設された、都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法。飲食店、売店など公園利用者向けのサービス施設の設置と、そこから生じる収益を活用して、周辺の園路や広場など公園施設の整備・改修などを一体的に行う者を公募により選定する。

さ

災害危険区域

【さいがいきけんくいき】

津波や高潮、がけ崩れ、洪水など災害の危険が著しく、その災害防止に膨大な費用がかかる区域として、建築基準法に基づき、地方公共団体が条例で指定した区域。

財政力指数

【ざいせいりょくしすう】

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値。

財政力指数が 1 を超える場合、当該地方公共団体は地方交付税の不交付団体となるが、その団体は、その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能となる。また、財政力指数が 1 以下の団体であっても、1 に近いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるということができる。

市街化区域

【しがいかくいき】

都市計画区域のうち、既に市街化している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

市街化調整区域

【しがいかちょうせいいき】

都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域のこと。宅地造成などの開発は原則として制限される。

市街地再開発事業

【しがいちさいかいはつじぎょう】

市街地内の老朽木造建築物が密集している地区などを対象に、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再開発法に基づき、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路などの公共施設の整備などを一体的に行う事業のこと。

自然環境保全地域

【しぜんかんきょうほぜんちいき】

自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定する地域。ほとんど人の手の加わっていない原生の状態が保たれている地域や優れた自然環境を維持している地域に指定される。

指定管理者制度

【していかんりしゃせいど】

従来、地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を民間事業者も含めた幅広い団体が包括的に代行することができる制度。公の施設の管理・運営に民間のノウハウを活用することで、サービスの向上と経費の節減といった効果が期待される。

修景厚生港区

【しゅうけいこうせいこうく】

臨港地区内において、港湾管理者が指定できる分区の一つで、港湾法第 39 条第 1 項において「その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域」と規定されている。

重要物流道路

【じゅうようぶつりゅうどうろ】

平常時・災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網として国土交通大臣が指定した路線。

準防火地域

【じゅんぼうかちいき】

(※「防火地域及び準防火地域」(P.148)を参照)

人口集中地区

【じんこうしゅうちゅうちく】

国勢調査において設定される統計上の地区で、「DID (Densely Inhabited District)」とも呼ばれる。

国勢調査の基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区(以下「基本単位区等」という。)を基礎単位として、原則、人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接しており、また、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域を「人口集中地区」としている。

た

耐火建築物

【たいかけんちくぶつ】

建築物自体を燃えにくい構造(耐火構造)にするため、壁や柱、床の部分に燃えにくい性質を持った鉄骨・レンガなどを使った建築物のこと。

大規模盛土造成地

【だいきぼもりどぞうせいち】

宅地造成等規制法施行令において定義された、「一定規模以上の形状」を有する造成宅地のことで、「谷埋め型」(谷や沢を埋めて造成された土地で、盛土をした土地の面積が3,000m²以上のもの)、「腹付け型」(傾斜面に沿って盛土造成された土地で、盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5m以上のもの)の2つの型がある。

単独処理浄化槽

【たんどくしゅりじょうかそう】

浄化槽とは、生活排水を沈殿分離や微生物の作用によって処理し、それを消毒し、河川などの公共用水域等へ放流する施設のことで、このうち、し尿のみを処理するものを「単独処理浄化槽」という。

地域コミュニティ

【ちいきコミュニティ】

まち、住宅地、集落など地域性、共同性という要件で構成されている地域社会のこと。

地域制緑地

【ちいきせいりょくち】

良好な自然環境などを保全するために、法律や条例、協定などにより土地利用や開発事業を規制することで、緑地として担保された区域のこと。

地域地区

【ちいきちく】

都市計画で定める地域及び地区のこと。都市計画区域内の土地について、どのような用途に利用するべきか、どの程度利用するべきかなどを定めたもので、用途地域、特別用途地区、高度地区、防火地域及び準防火地域など全部で21種類ある。

地区計画

【ちくけいかく】

都市計画法に基づく制度で、市民の生活に身近な地区を単位として、区域内の土地所有者及び借地権者等の合意に基づき、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めることができる。

昼夜間人口

【ちゅうやかんじんこう】

夜間人口は、市内に居住する人口のこと。昼間人口は、夜間人口から流入人口（市外居住者のうち、通勤・通学で市内に来る人）と流出人口（市内居住者のうち、通勤・通学で市外に行く人）を加減して算出した人口で、昼夜間人口比率が100%を超える場合は、通勤・通学により多くの人々が市内で活動していることを表す。

津波浸水想定区域

【つなみしんすいそうていくいき】

最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域・水深のことで、都道府県が設定する。

低炭素型都市

【ていたんそがたとし】

社会経済活動やその他の活動に伴い発生するCO²（二酸化炭素）の相当部分が都市において発生していることを踏まえ、CO²排出量削減（低炭素化）に向けた都市・地域構造の転換や社会経済システムの形成、温室効果ガス吸収源対策・施策を推進する都市のこと。

低未利用土地

【ていみりょうとち】

居住や業務、その他の用途で利用されていない、又は利用の程度が周辺の土地と比べて著しく低い土地のこと。具体的な未利用地としては、空き地、空き家、空き店舗、工場跡地、耕作放棄地、管理を放棄された森林など、低利用地としては、一時的に利用されている資材置場、青空駐車場などが該当する。

デマンド型乗合いタクシー

【デマンドがたのりあいタクシー】

完全予約制の乗合いタクシーのことで、ドア・ツー・ドア（ドアからドアへ）の送迎を行うタクシーに準じた利便性と、乗合・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービスである。本市の場合、乗降場所は、利用者の自宅と、あらかじめ登録された乗降場所（目的施設）となる。

特別用途地区

【とくべつようちちく】

都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域内の一定の地区において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護などの目的に応じて、当該用途地域の指定を補完して定める。具体的な制限内容は地方公共団体の条例によって定められる。

特別緑地保全地区

【とくべつりょくちほぜんちく】

都市緑地法に基づき、都市の中のまとまりのある緑地を永続的に保全し、緑豊かなまちの環境を維持する制度。都市計画法における地域地区として、市町村（10ha以上かつ2以上の区域にわたるものは都道府県）が計画決定を行う。

都市計画区域

【としけいかくくいき】

都市計画法に基づき、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域や住宅都市、工業都市などとして新たに開発・保全する必要があるとして、都道府県により指定される区域。

都市公園

【としこうえん】

都市公園法に定められる、国及び地方公共団体が設置する公園及び緑地のこと。住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、都市基幹公園（総合公園、運動公園）、緩衝緑地等（特殊公園、緩衝緑地、都市緑地、緑道）などに区分されており、求める機能に応じて、配置や規模の基準が設けられている。

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

【どしゃさいがいけいかくくいき・どしゃさいがいとくべつけいかくくいき】

土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれがある区域（土砂災害警戒区域：イエローゾーン）、及び建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域（土砂災害特別警戒区域：レッドゾーン）を都道府県知事が指定する。

土砂災害警戒区域では、市町村による警戒避難体制の整備が義務付けられており、土砂災害特別警戒区域では、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される。

土地区画整理事業

【とちくかくせいりじぎょう】

都市計画区域において、道路、公園などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用増進を図る事業のこと。

な

農業集落排水

【のうぎょうしゅうらくはいすい】

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水、汚泥または雨水を処理する施設。

農用地区域

【のうようちくいき】

農振法（農業振興地域の整備に関する法律）に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として、市町村が農振整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域。

は

パークアンドライド

出発地からは自動車を利用し、途中で電車やバスなどに乗り換えて目的地まで移動する方式。主に都市の中心部や観光地の交通混雑を緩和するために行われる。

ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が地図上に示される。

バリアフリー

高齢者や障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるもの除去（フリー）するという考え方。もとは建築用語として、道路や建築物の入口の段差などを除去することを意味していたが、現在では、物理的な障壁以外に、社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味でも用いられる。

ピクトグラム

一般に「絵文字」「絵単語」などと呼ばれる図記号の一種。表現対象である事物や情報から視覚イメージを抽出、抽象化し、文字以外のシンプルな図記号によって表したものの。言語の制約を受けない「視覚言語」として、地図やパンフレット、施設や公共空間における誘導・案内などに広く普及している。

飛砂防備林

【ひさぼうびりん】

砂地を樹林地にすることで砂飛の発生を抑える、また、残った砂地からの飛砂を落下させることを目的とした森林。

ビッグデータ

従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群のこと。今までは管理しきれないため見過ごされてきたデータ群を、記録・保管して解析することで、ビジネスや社会に有用な知見を得たり、これまでにない新たな仕組みやシステムを産み出す可能性が高まることが期待されている。

風致地区

【ふうちちく】

都市計画に定められる地域地区の一つで、都市の風致を維持するために定められるもの。「都市の風致」とは、都市において、水や緑などの自然的な要素に富んだ土地の良好な自然的景観のことであり、それらを維持するために、一定の建築・開発行為を認めつつも、建築物の建設や宅地の造成などに制限を設けている。

保安林

【ほあんりん】

森林法に基づく制度で、水を育む、土砂崩れなどの災害を防止する、農地や住宅を風の害から守る、といった暮らしに重要な役割を果たす森林を、国又は都道府県が指定する。

防火建築物

【ぼうかけんちくぶつ】

周囲で火災が発生した際に燃え移るのを防ぐため、外壁や軒裏など建物の外側部分に燃えにくい材質を使った構造（防火構造）の建築物のこと。

防火地域及び準防火地域

【ぼうかちいき および じゅんぼうかちいき】

都市計画法に基づく地域地区の一つで、市街地における火災・延焼を防ぐために定める地域。地域内では、建築物の規模に応じて耐火建築物等としなければならないなど、構造が制限されており、防火地域の方が準防火地域に比べてより厳しい内容となっている。

包括的民間委託

【ほうかつてきみんかんいたく】

PPP手法の一つで、業務を受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。

防風林

【ぼうふうりん】

地方風、季節風、台風など風による被害（風害）から、家屋、農地などを守ることを目的に設けられる森林。

ま

未建築宅地

【みけんちくたくち】

宅地で建物を伴わない土地のこと。具体的には、区画整理や開発等で宅地として整備されたものの建物が建っていない土地（空き地）や建物が取り壊されたあとの土地（建物跡地）などを指す。

木造密集市街地

【もくぞうみっしゅうしがいち】

老朽化した木造住宅が高密度に存在する地区のこと。このような地区は、地震時の甚大な倒壊被害や大規模な火災の発生、避難路の建物倒壊による閉塞が予想され、災害に対して脆弱である。

や

遊水機能

【ゆうすいきのう】

雨水または河川からあふれた水が流入して、一時的に貯留する機能のこと。

ユニバーサルデザイン

環境、建物、製品などについて、年齢、性別、身体状況、言語などを超えて、誰もが暮らしやすく利用しやすくすることを前提に、はじめからデザインしていこうという考え方。

バリアフリーの考え方が、主に高齢者や障がいのある人を対象に、障壁（バリア）を取り除くことを目的としているのに対し、ユニバーサルデザインは、最初から障壁を作らないことを目指している点に違いがある。

用途地域

【ようちいき】

都市計画法に基づく地域地区の一つで、それぞれの土地利用に合った環境を保ち、また効率的な活動を行うことができるように、都市を13種類に区分し、それぞれの地域にふさわしい建築物の用途、形態（容積率、建蔽率など）を定める。

<参考：用途地域の種類>

- 第一種低層住居専用地域（一低）
- 第一種中高層住居専用地域（一中高）
- 第一種住居地域（一住）
- 準住居地域（準住）
- 近隣商業地域（近商）
- 準工業地域（準工）
- 工業専用地域（工専）
- 第二種低層住居専用地域（二低）
- 第二種中高層住居専用地域（二中高）
- 第二種住居地域（二住）
- 田園住居地域（田住）
- 商業地域（商業）
- 工業地域（工業）

注：（）内は略称。

要配慮者

【ようはいりょしゃ】

高齢者、障がい者、乳幼児など、防災施策において特に配慮を要する方のこと。

ら

ライフサイクルコスト

製品や構造物（建築物や橋、道路など）がつくられてから、その役割を終えるまでにかかる費用をトータルでとらえたもの。LCC（Life Cycle Cost）と略されることがある。具体的には、建築物の場合、企画・設計から建設、運用を経て、修繕を行い、最後に解体されるまでに必要となる全ての費用を合計したものとなる。

ライフライン

電気、ガス、上下水道、電話、交通、通信など、都市生活を支える施設の総称。

立地適正化計画

【りっちてきせいかけいかく】

平成 26 年（2014 年）の都市再生特別措置法によって創設された制度。持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトな都市を実現するためのマスタープランであり、市町村が必要に応じて計画を策定する。

計画では、人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導する区域（「居住誘導区域」）、医療、福祉、商業等の都市機能を誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域（「都市機能誘導区域」）、都市機能誘導区域に立地を誘導する施設（「誘導施設」）、居住及び都市機能を誘導するための施策などを定める。

リノベーションまちづくり

リノベーションとは、既存の建築物に大規模な工事を行うことで、建築物の性能を新築の状態よりも向上させたり、価値を高めたりすることをいう。リノベーションまちづくりとは、既存の空き店舗のリノベーションなどの小さな取組から成功事例を積み上げ、これをエリア全体に広げていくことであり、地域経済の活性化や職住近接による定住促進などの効果が期待される。

緑地環境保全地域

【りょくちかんきょうほぜんちいき】

「樹林地、池沼等が市街地・集落と一体になって良好な自然環境を形成している土地（0.5ha 以上）」又は「歴史的、文化的、社会的資産と一体となって良好な自然環境を形成している土地（0.5ha 以上）」のうち、周辺の自然的・社会的諸条件からみて、その区域における自然環境を保全することが特に必要なところについて、県の条例に基づき指定する。

緑地協定

【りょくちきょうてい】

都市緑地法に基づく制度で、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者等の合意により、住民自身による自主的な緑地の保全や緑化に関する協定を締結するもの。

緑地保全地域

【りょくちほぜんちいき】

里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全するもので、都市計画法における地域地区として、都道府県が指定する。